

琉球大学学術リポジトリ

享保7年新田高札の歴史的位置

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2012-06-26 キーワード (Ja): 近世, 新田高札, 新田開発, 享保7年, 享保の改革 キーワード (En): 作成者: 武井, 弘一, Takei, Koichi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/24774

享保7年新田高札の歴史的位罜

武井 弘一

Koichi Takei

Historic Position of *Shinden-Kosatsu* in 1722

要旨

享保の改革では、享保7年(1722)に、いわゆる新田高札を立てることで、商人資本をもとに新田開発が進められたと考えられている。その実態を確かめるべく、琵琶湖、青野原・蟪子野新田、猪名川・藻川という3か所の動向をとらえた。その結果、新田高札でもって有力商人の協力をうながしたというのは誤りであることが判明した。すなわち、享保7年に幕府は新田高札を立てて新田開発を奨励したが、商人資本の開発そのものは幕府が問題ないと判断した場合のみに許されたのである。ところが、開発を奨励しても、耕地化しやすい低地の開発はピークに達しつつあり、利水・治水などの水問題を解決できないことも相俟って、耕地はあまり増加しなかった。

キーワード：近世 新田高札 新田開発 享保7年 享保の改革

はじめに

江戸幕府8代将軍・徳川吉宗といえば、享保の改革で新田開発を進めたことで有名である。そのブームの火付け役となったのが、享保7年(1722)に江戸日本橋に立てられた、いわゆる新田高札である¹。たとえば、これを見た下総国岡田郡尾崎村(現茨城県八千代町)の名主が江戸町奉行所に出願したことで飯沼新田は開かれた。それほどインパクトがあるものであり、ほかに紫雲寺潟新田(現新潟県)、見沼新田(現埼玉県)、武蔵野新田(現東京

都・埼玉県)なども開発された。

「幕府は江戸日本橋に新田開発についての高札を立て、有力商人の協力をうながし、また新田検地を進めた。しかし耕地の拡大はそれほど進まなかった。」²

これは高等学校の日本史教科書の一文であり、「新田開発についての高札」が新田高札のことをさす。教科書に記述されるくらい、この高札を理解することは重要なのである。しかし、近年の研究成果をふまえながら、この一文を読んでもみると、2つの大きな疑問が浮かびあがってくる。

①新田高札は有力商人の協力をうながしたのか

新田高札によって都市の有力商人が資金を投下して開発する、いわゆる町人請負新田が奨励されたと、これまでは考えられてきた³。ところが、現実には大多数でおこなわれたのは村請新田で、有力百姓が村請けという形式で参入したことが明らかになっている。新田ができれば、新たに誰かが耕していかなければならない。だからこそ、短期で利益を得るだけの商人が入ってきて村民とトラブルをおこすよりは、むしろ古くからその土地で暮らす有力百姓が請け負うことで、長期的に新田経営を安定させたとみられている⁴。はたして新田高札は町人請負新田を奨励するために出されたのか、その条文を解釈しなおしてみるべきである。

②耕地の拡大がそれほど進まなかったのはなぜか

一般的には開発できる耕地がピークに達していた、だから拡大がそれほど進まなかったと考えられている。ところが、享保の改革では農政に熟知した役人、すなわち地方巧者も活躍しているのである。江戸町奉行として著名な大岡忠相、川崎宿の元名主で『民間省要』を著した田中丘隅など、出自にかかわらず有能な人材が登用されて新田開発に携わった⁵。そのなかの1人、井沢弥惣兵衛に注目してみよう。

和歌山藩士から幕府役人に大抜擢された井沢は、享保の改革における新田開発の実務的責任者であり⁶、検地をおこなう指針となる享保11年の新田検地

条目もほとんど立案した⁷。いわば新田の実態を知りつくした人物として、これまで高く評価されてきた。その半面、幕府財政への貢献度は低いといわれていたが⁸、近年は治水の面で評価を落としつつある。というのは、それまでの関東流にかわって、彼が紀州流を採用したことで土木技術が飛躍的に発展したようにみなされていたが、実は両者に技術的な差はなかった⁹。しかも、彼が携わった関東平野では、やはり土木技術の限界から、せっかく開発した新田が原状に復した例も多い¹⁰。地方巧者の働きは、成功することもあれば失敗することもある。耕地の拡大が進まなかった原因を、彼らが足を運んだ現場の失敗例をふまえながら、あらためて考えてみてはどうなるのか。

すなわち、小稿では、上述した2つの疑問点を明らかにすることで、享保の改革における新田開発ブームの始まりとみなされている、享保7年新田高札の歴史的位置を再検証する。そのために、高札が立てられた直後に、幕府が積極的に新田を開発するため、諸国を視察させた使節（以下、新田巡検使と略記する）に注目したい¹¹。なぜ新田巡検使なのかといえば、ある有名な地方巧者が加わっているからである。彼らが足を運んだ現場では、いったいどのような動きがあったのか、このことに注目しながら、新田高札の与えた影響について考えてみることにしよう。

1. 新田高札の解釈をめぐる

享保7年の新田高札とは、どのような内容なのか。以下にその条文を示す¹²。

〔史料1〕

日本橋計え立候高札

覚

一、諸国御料所又は私領と入組候場所にて、新田_ニ可成場所於有之ハ、其所之御代官・地頭_并百姓申談、何も得心之上、新田取立候仕形^(方)、委細絵図書付_ニし^(記)るし、五畿内は京都町奉行所、西国・中国筋ハ大坂町奉行所、北国筋・関八州ハ江戸町奉行所_ニ可願出候、願人或ハ百姓をたまし、或

ハ金元之^(者)ものえ巧を以勸メ、金銀等むさほ^(は)り取候儀を專一に存、偽りを
以申出^(者)ものあらハ、吟味之上相^(答)とかむるにて可有之事

一、惣て御代官申付候筋之儀_ニ付、納方之益_ニも不相成、下々却て致難儀
候事在之ハ、可申出之、併申立^(答)へき謂も無之、自分勝手によろしき儀計
願出_ニおゐてハ、取上無之候事

右之趣、可相心得者也

寅七月廿六日

奉 行

日付は7月26日となっているが、江戸日本橋に掲げられたのは、それより前の11日とみてよい¹³。町人請負新田に関するのが第1条で、幕領と私領の入り組む場所で新田開発ができるのであれば幕府へ出願してもよい、という内容である。確かに新田開発が奨励されてはいるが、この条文にはどこにも「町人」とは記されていない。それにもかかわらず、なぜ町人請負新田が奨励されていると考えられるのか。新田高札の解釈をめぐって、のちの研究に大きな影響を与えた大石慎三郎は、以下の2点を理由としてあげている¹⁴。

- ① 一般の法令が奉行・代官をとおして村に伝達されるのとはちがひ、町人地である日本橋のみに高札が掲示されていること。
- ② 法令の文面からすると、村の空き地のような小さな場所ではなく、むしろ領地が入り組んでいたため誰も手をつけられなかった広大な土地を、しかも大富豪たちの資金でもって開発されることが期待されていること。

このような解釈の根拠の1つとしているのが、次の法令である¹⁵。

〔史料2〕

御勘定組頭_并御代官可心得二十二ヶ條之内、新田方_ニ而可用一ヶ條書拔
一、町人請負之新田畑、向後停止たるべし、雖然能々可然子細有之所者、可
及相談事

卯十一月

此御定朱書者、当時_ニ吟味之上、障り無之候得者開發申付_テ認有之儀、
享保七寅年頃_ノ朱書之通り取斗候趣相見へ、其以来当時迄朱書之趣_ニ取
斗申候

「卯十一月」とは貞享4年(1687)11月のことで、「御勘定組頭_并御代官可心得二十二ヶ條」とは5代將軍・綱吉政權のもとで出された、幕府役人の心得のことをさす。そのなかの一条で「町人請負新田畑、向後停止たるべし」、すなわち町人請負新田が禁止されているのである。ただし、念入りに調べて問題がなければ町人請負新田を認めてもよいとの註記があり、これは「享保七寅年頃」から実施されたと書かれている。これがまさに新田高札で、これによって町人請負新田を禁止するという原則が崩れ、だからこそ前述したように大石は考えたのだ。はたして、このような解釈は正しいのか。

疑問なのは、そもそも貞享4年から町人請負新田は禁止されていたのか、という点である。前述した田中丘隅は新田高札が揭示される前年に、有名な『民間省要』を著した。そのなかで、「近年御普請皆入札と成て、彼街商の手_ニ落_チちると嘆いている¹⁶。新田開発をするためには、必ず治水をおこなわなければならない。その治水は国家安全の課題であるものの、入札によって町人が参入していることが問題となっている。たとえば、落札した悪徳商人が資金をワイロや遊興費として使い、開発地に暮らす村民のことを考えようともしないからだ。村民の智恵を用いて対処した方がよい、そう丘隅が提案しているところを見ると、新田高札が出される前から、町人が治水を含めた新田開発を請け負っていた可能性が高い。

仮にそうだとすれば、〔史料2〕は別の解釈もできるのではないか。すなわち、町人請負新田は原則として禁止するが、ただし問題がなければ認めるという考えである。現に新田高札の第一条でも、出願者や百姓をだまし、出資者を勧誘して金銀をむさぼることしか考えず、しかも虚偽をいう者は処罰

すると記されていることから、丘隅のいう「街商」が問題視されていることがわかる。新田高札が掲示された2か月後に、以下のような法令が出されていることも、幕府が誰でも新田開発を認めていないことを裏づけている¹⁷。

〔史料3〕

惣て自今新田畑可有開発場所ハ、吟味次第障り無之におゐてハ、開発可被
仰付候、夫_レ付、右地所私料村附之地先_ニて、只今迄開発可致筋_ニても、此
度新田御吟味_ニ付、いまた開発不仕有之候場所之分ハ、山野又は芝地等或
ハ海辺之出洲内川之類、新田畑_ニ可成処ハ、公儀より開発可被 仰付候、
乍然私領一円之内に可開新田ハ、公儀より御構無之候、為心得此段相通
し候

九月

私領などの地先で新田開発をしていないところでも、耕地になるべきところがあれば開発を許す、という内容である。耕地化しやすい低地の開発がピークに達しつつあった、だからこそ山野・芝地など開発の難しい場所まで耕地にしたい、そういう幕府の姿勢が表れている。それでも開発には条件があった。「吟味次第障り無之におゐてハ」、つまり幕府が調べて問題がなければ開発を認める、という制約である。

享保7年の新田高札は町人請負新田を奨励しているのか、それとも原則は禁止で問題がなければ認めたのか、法令を解釈するだけでは、どちらとも決めがたい。そこで新田高札が掲げられる前後の、現場の動きをとらえていくことにしよう。

2. 琵琶湖一湖沼一

新田高札が立てられて3か月がたった享保7年(1722)10月27日、幕府の勘定奉行によって「五畿内・近江・越前・中国筋見分御用」を命じられた者がいた。新田巡検使である。前述した紀州藩士・井沢弥惣兵衛と幕臣・千

種直豊の両人が任命された¹⁸。井沢は「近江国湖水の辺」の新田を視察し、翌年7月に幕臣として登用され、「下総国飯沼・播磨国青野原等の新田を巡検し、あるひは^(い)摂河両国川々の普請」をつとめた¹⁹。彼と行動をともにした千種も、同14年に勘定という下級役人から代官へ昇進している²⁰。彼らは幕府に認められるほど、新田巡検使としての働きをみせたのだ。そのおもな舞台のなかで、周知のとおり飯沼新田の分析は進んでいる。そこで、これまであまり注目されなかった近江国琵琶湖、播磨国青野原・蟻子野新田、そして摂津国猪名川・藻川の3か所の動向を、その順でみていこう。

享保期（1716～1736）に琵琶湖北岸の近江国塩津（現滋賀県長浜市）と日本海側の越前国敦賀（現福井県敦賀市）を運河で結ぶ計画があった。日本海海運の荷物は敦賀で荷揚げされ、陸路で塩津へ、そこから船で大津へ、ここで再び陸揚げされて京都・大坂へ運ばれた。この運河計画は塩津から敦賀まで船をとおすことで物資輸送の便をはかるものだと、これまでは考えられていた。ところが、そのねらいは新田開発にあったことがわかっている。新たに琵琶湖に水田をつくることで、どのような問題が生じるのか、その経過を以下に示したい²¹。

寛文9～10年（1669～70）と元禄8～9年（1695～96）に京都の商人によって運河は計画されたが、いずれも幕府は認めず、実現をみることなく失敗に終わった。3度目が享保5～7年、ちょうど新田高札が掲示される前後のことである。出願したのは蒔絵師・経師の5人で、その中心人物は江戸の蒔絵師・幸阿弥伊予という。幸阿弥家は室町幕府8代将軍・足利義政に仕えたという由緒を持ち、江戸幕府の御用をつとめる、いわゆる幕府御用達として江戸城に物資を納めていた。大奥への出入りも許されていたところに、その特権ぶりがうかがえる。伊予は幸阿弥家12代長救のことで、日光東照宮の造営にも加わったことで、その地位を高めていた。豊富な資金でもって河川を浚渫して新田を開き、その見返りとして毎年、江戸城に金1,000両を献上することを約束しての出願であった。

計画によれば、運河をとおすことで琵琶湖の水位が2尺も下がる。これにより18～19万石の新田が造成されるという大事業であった。享保5年11月、幕府へ出願すると、勘定所は近江国を管轄する大津代官に対して、琵琶湖周辺の村々へ、開発の賛否を問い合わせるように命じた。その結果、異議のない村もあったが、湖上交通や漁業に支障をきたすとの返答もあったことから、同6年6月に願書は差し戻された。申請は却下されたのである。

その年の閏7月に京都・近江筋で大洪水が起こり、琵琶湖のまわりも水害で荒れ地が増えた。そこで新田高札が掲示された翌月の享保7年8月に、幸阿弥家ら5人は洪水対策をアピールして再び開発を出願することにした。

幕府は新田巡検使を現地へ派遣させることにし、両人は11月1日に江戸を出立した。一方、出願者は何としてでも開発を実現させるため、関係する諸藩の江戸屋敷に向かい、説得にあたる。さらに村々の同意も得るために、幸阿弥伊予らは代理人を奔走させた。しかし、村民からは反対にあってしまう。その主な理由は以下の2点である。

- ① 水位が下がると、すでに利用されている耕地に水を引くことが難しくなり、湖上における船の通行も止まり、漁業へも影響を与えるなどの被害をこうむってしまう。
- ② 開発された新田は幕領に編入されるとはいつても、出願者も支配することになるので、これにより村境の確定などの新たな問題が生じるおそれがある。

幸阿弥家の村民への説得が難航するなか、11月19日、新田巡検使は塩津に到着した。すぐに運河予定地で調査を始め、経費等を試算した。仮に幅60間の水路を開くと、工事に必要な人員は2,600万人、賃金は1人につき銀1匁5分ずつとして、この賃金も含めた総計は銀5万2,000貫目余りとなる²⁾。

そのうえで幸阿弥家の代理人に見積もりを問い合わせたところ、金10万両との返答があった。金1両＝銀60匁で計算すれば、銀5万2,000貫目は金86万両以上もする。あまりにも出資金が少なく見積もりがずさんである

という理由から、新田巡検使は計画の中止を命じた。あわせて、当初は実地踏査をする予定であった村々に対しても、それが取り止めになったことを伝えたのである。

以上から3点をまとめておきたい。

- ① 出願した蒔絵師・経師5人は幕府の特権職人であり、金10万両という豊富な資金をもとに新田を開発しようとした。まさに町人請負新田である。その申請は享保5年、つまり新田高札が掲示される前なのである。幕府は大津代官に命じて、開発した場合に生ずる問題点を村民に問い合わせ、その内容をふまえたうえで、一度目の申請を却下している。開発が進めば、出願者と村民のあいだでトラブルがおこるかもしれない。それを調整して開発を進めようという幕府の姿勢がみてとれる。さらに新田高札の掲示後にも開発は出願されたが、新田巡検使は中止を命じた。すなわち、新田高札が掲げられた後でも、実現が不可能な申請は却下されたので、誰でも町人請負新田が認められたわけではない。
- ② どのようなところで開発が予定されていたのかといえば、琵琶湖の水位を落とさなければできないような、開発に困難をとまなう場所であった。これは琵琶湖周辺の低地の開発が、すでにピークに達していたことを意味する。水位が下がれば用水・漁業・水上交通などの諸問題をひきおこすことから、まわりの村々は反対した。水は農業のためだけに使われるのではない。水を利用する人びとの利害を調整しなければ、開発はできなかったのである。
- ③ 新田巡検使は出願者に開発の中止を命じた。なぜなら、開発を請け負うほどのレベルに到達してないと判断したからである。逆にいえば、それほどずさんな計画で、新田開発を出願した者がいたことを意味する。新田巡検使は、そのレベルを見抜く力量と開発を即座に中止できる権限を持っていた。

3. 青野原・蜷子野新田—山野—

水田農業を営むためには採草地がなければならない。草が牛馬の飼料となり、あるいは田畠の肥料となるからである。この草を手に入れるために、百姓は山野を採草地として維持していた。ところが、耕地が少なくなり、山野までもが新田として開発されるようになると、採草地が減り水田を営むことができなくなってしまふ。開発がもたらす新たな矛盾である²³。それでも開発された場所を、これからみていくことにしよう。

播磨国の東側には、播磨灘へそそぐ加古川が流れている。その中流域の両岸、今日でいう兵庫県加東市一帯には低地が広がり、それを囲むように起伏の小さい丘陵が連なっている。この流域では、近世前期から低地の開発が進んだ。水源を確保しやすかったからである。ところが、低地の開発がピークに達したことから、近世中期から山野が開発の対象となっていく。その結果、開発されたのが青野原・蜷子野新田である。

青野原は加東・加西郡の郡境にまたがる丘陵で、近世中期までは「青野山」と呼ばれ、幕領・藩領・旗本領21か村の入会山であった。その利用をめぐるのはトラブルが続いていた。たとえば、勝手に田畠として切り拓き、あるいは材木や薪をとるための新林を立てる者がいたのである。これでは採草地が減ってしまう。貞享4年(1687)11月、加東郡河高村が松を伐採したことをきっかけに、翌5年から元禄9年(1696)までの9年間、村同士の争論がおきた。再三の内済の勧めにも村々は応じない。そこで幕府が審理をおこなうことにした。担当する京都町奉行は検使を派遣して絵図を作成し、村同士の争論は1つ1つ裁決され、入会地としての利用が再確認された²⁴。

それでも青野原では北部・中部・南部の3か所で新田開発が始まるのだが²⁵、ここでは北部に注目したい。享保4年(1719)、河高村の庄屋・大久保六郎兵衛は幕府に青野原の新田開発を出願した。加東郡に領地を持つ但馬出石藩主・仙石政房に勧められたからだという²⁶。こうして新田高札が掲げられた翌年の享保8年に、新田巡検使が来訪して開発が命じられた²⁷。

六郎兵衛一族は、同9年から開発を始めた。青野原は周囲と隔絶した海拔90mの台地であったため、用水路の確保は容易ではない。難工事であるため、これは幕府がおこなうことにし、千種直豊は8kmもさかのぼった加西郡富家村（現加西市）に水源を求めた。開発するためには、労働力として新しい百姓を集める必要があるが、浮浪者などが集まってくるおそれもある。そこで六郎兵衛らは縁者を頼って、身元が確かな次・三男を入植させた。

こうして青野原新田は幕領となり、開発した六郎兵衛らが新田願主株を持ち、入植した百姓から加徳米と呼ばれる、いわゆる土地使用料を徴収した。開発から13年後の元文2年（1737）に検地がおこなわれたが、これ以降は「御年貢割方・村入用等」の納入をめぐる、願主と入植した百姓の対立が深まっていく²⁸。天保9年（1838）の村明細帳によれば、村高は約1,057石で新田願主は3株ある²⁹。そのうち喜市郎・藤五郎の両人が持っていた株は、延享2年（1745）の段階で27石余りしかなかったものが³⁰、天明5年（1785）には約660石まで増加している³¹、さらに新田開発は進められていった。

次に青野原新田と並んで開発された蟻子野新田をみていこう。ここもまた貴重な採草地として残されていたので、その利用をめぐる村同士のトラブルが続いていた。それでも開発されたのはなぜか。実は新田巡検使が開発を命じたのである。享保8年（1723）、来訪した新田巡検使は、出願者がいれば「新田・新林」にするように命じたのだ。そこで穂積村などの12か村は、ここは古来より「こゑ草土芝^{（肥）}」を入手して水田農業を営む場所ではあるが、「他之願人」に開発が命じられてしまえば迷惑なので、ひとまず開発を申請することにした。ところが、困窮しているので、やはり開発は難しい。しかも、開発してしまえば採草地はなくなってしまう。これでは牛馬を飼うことも「こゑ草^{（肥）}」を取って水田へ入れることもできなくなり、水田を維持できない。そこで12月に、「他之願人」に命じられたとしても仕方がないが、できれば開発を考え直してほしい、そう新田巡検使に嘆願した³²。

それでも12か村は蜷子野の開発を始めることにした。開発の中止が認められなかったからであろう。造成されたのは畠で、水田にできなかったのは、水利に恵まれなかったからである。それから10年たった享保18年には、穂積村の庄屋らが案内して、千種直豊の手代によって12か村の「村請新田検地」がおこなわれた。この時の千種は新田巡検使ではなく、代官の地位についている。検地の結果、石高は97石3升7合で、そのうち穂積村が持っているのは10石6斗余りの「砂畑」と「下ノ下畑」しかない³³。いかに耕地として条件の厳しい土地だったのかが理解できる。

こうして蜷子野は幕領の新田村となった。村方三役（庄屋・年寄・百姓代）も置かれたが、彼らは年番制で12か村の村役人が兼務した。というのは、入村した百姓は少なく、多くは12か村からの出作りだったからである。開発そのものは、原野の中央に道をとおして区画整理をおこなうなど計画的におこなわれた³⁴。

検地から5年後の元文3年（1738）に代官・千種が訪問した時、穂積村の庄屋・年寄が述べた内容からは以下の3点が明らかになる³⁵。

- ① 北野・新町・牧野・多井田・穂積・木梨・梶原・下三草・上三草の9か村が述べるには、新しい開墾地に隣接する芝地が池で囲まれていることを口実に、中・喜田村が「御請林」、つまり燃料を得るための造林を願い出たという。芝地が「御請林」となってしまうと、ほかの村は新しく開墾することも、水田を営むことも難しくなるので、両村が願い出るのをやめるように命じてほしいと主張した。つまり、蜷子野一帯では、あいかわらず草と燃料が不足していることがわかる。
- ② 9か村の主張に対して、中・喜田村は池へ「土砂」が入り迷惑していると返答した。ここからは、水源としての池に土砂が流れ込むほど、まわりの土地が耕作するには不安定であることを意味している。
- ③ 代官・千種は、中・喜田村が主張するように池の「土砂とめ^(留)」をするか、もしくは芝地は両村が「新開畑」として申請すべきという意見を持って

いた。これに対して、9か村は「成程」と納得し、開墾することに支障はないと述べている。すなわち、芝地を残すよりも、耕地として開発することを優先しているのである。

この芝地がどうなったのかは定かではない。蟪子野新田そのものは、水源を確保できず、鳥獣害にもあったことから、しだいに荒地も増えて、年貢の納入も難しくなっていった。その結果、百姓たちは耕地を捨て、文化年間（1804～18）頃にはもとの原野に戻ってしまったという。

以上に見てきた青野原・蟪子野新田の動向から3点まとめておきたい。

- ① 青野原新田では、享保7年の新田高札からではなく、その3年前から開発が出願されていた。これは町人請負新田ではないが、新田高札が掲示される前から、やはり申請されていたのである。
- ② 開発された山野は、肥料や飼料となるべき草を供給する採草地であった。ここが耕地となってしまうと、百姓は肥料・飼料を手に入れることができなくなってしまう。それでも、なぜ開発が可能なのか。延享2年(1745)、青野原新田に入植した百姓は願主に対して、持ち地の取り扱いを決めなければ「田地肥シ干鯛等」、つまり金肥の工面ができないと訴えている³⁶。この地域では、少なくとも享保期には干鯛は使用されていたと考えられていることから³⁷、金肥を手に入れることができたので、採草地を新田として開発することができた。
- ③ 新田巡検使の働きに注目してみると、青野原新田の場合は、千種直豊が用水工事をおこなったことから新田経営は安定した。一方、新田巡検使の命で開発された蟪子野新田の場合は、水利に恵まれなかったことから原野に戻った。失敗したのである。開発が成功するのか、それとも失敗に終わるのか、それを左右したのは水源を確保できるかどうかにあった。しかも、蟪子野新田の場合は、他所から誰かが入ってくるのを避けるために、やむなく村民は出願をしたので、開発に積極的であったわけではない。

4. 猪名川・藻川—河川敷一

川の流れは、いつも一定ではない。水量が増えて土手が崩れることもあれば、逆に土砂がたまって河原や中洲ができることもある。近世の土木技術では石や木材などの天然素材が用いられていたのも強度は低く、水の流れを自由に制御することができず、ましてや洪水による被害も受け入れるしかなかった³⁸。それでも享保の改革では水害をうけやすい河川敷まで開発された。いわゆる流作場である。その一例をみていこう。

淀川水系の猪名川は、摂津国東部を南下して流れている。その猪名川から今の兵庫県伊丹市の神津大橋あたりで西へわかれているのが藻川で、分水地点は中洲のようになっている。ここは上総飯野藩領の川辺郡酒井村（現兵庫県伊丹市）で、宝暦7年（1757）の村明細帳によれば村高は318石余りというから、全国からみて平均的な規模の村といえよう³⁹。

〔図〕は酒井村絵図である⁴⁰。いつ作成されたのかは記されていないが、絵図の下に名前を連ねている庄屋「九良兵衛」は寛政11年（1799）の史料でも確認できるので⁴¹、その前後あたりが年代とみてよい。もともと「イナ川」と「藻川」にはさまれた中洲に酒井村はあったが、16世紀末の天正8年（1580）に猪名川の東側に移転したと伝えられている。その理由はわからないが、中洲のまわりや猪名川東岸が堤防でしっかり固められているところを見ると、水害をうけやすい中洲から、その被害の少ない猪名川東岸に移転したと推測できよう。中洲は、その後は島地として利用されていくことになる。

「惣_川筋古田・新田・流作共停止之事」⁴²。享保3年（1718）3月、大坂町奉行は猪名川・藻川流域の開発を禁じ、その監視のために河川を整備・管理する川奉行を派遣することにし、翌4年10月、川奉行は柳林・松林・小竹藪などを視察した。〔図〕をみても、堤防のまわりには、松をはじめとした竹木が描かれている。飯野藩役人と百姓は、分水地点の堤防が砂で固められているだけなので強い水流を抑えられない、そのために竹木を「水除」と

〔図〕 酒井村絵図

して植えていると説明したところ、そのまま立ち置くことが認められた⁴³。

それから2か月たった12月8日、百姓・治右衛門は松林を開発しないしてほしいと、庄屋・年寄とともに大坂町奉行所に願い出た⁴⁴。治右衛門は村の有力者で、申請した理由は大きく2つにまとめられる。

- ① 検地帳に登録されている松林であるから。この松林は堤防の外にあり、長さ60間・横8間の広さで、元禄11年(1698)の検地帳にも、1反6畝歩の「松林」として、治右衛門の名前で登録されている⁴⁵。寛文年間(1661～73)に「川筋御見分御改」があったが、その時も立ておくことが認められた。
- ② 利水・治水のために松林は必要だから。松林のちかくには、古田に水をひくための用水池がある。仮に伐採されてしまえば、洪水の時に「土砂杯流込」、池が埋まって用水が使えなくなってしまう。さらに砂堤が決壊するおそれさえある。

早速、3日後には川奉行の「御見分」があり、19日に大坂町奉行は松林をそのままにしてよいと命じた。ちなみに、宝暦7年(1757)の村明細帳によれば、中洲の堤防は〔図〕に示された字「蔵か淵」より「田能村」(現尼崎市)の境まで306間の長さとして記されている⁴⁶。治右衛門の松林は60間なので、〔図〕に描かれた西まわりの堤防の、1/5の長さしかない。この点をふまえて、治右衛門の松林の位置を推定して〔図〕に示した。

ところが、新田巡検使の来訪は、これまで手つかずのままだった、ある場所の開発に拍車をかけた。享保8年(1723)正月25日、新田巡検使・千種直豊は家来5人を連れて酒井村に宿泊した⁴⁷。猪名川・藻川筋を視察するために、「冥加金」を納めた者に芝地の開発を認めようとしたのである⁴⁸。2月2日、松林を管理する治右衛門は新田巡検使に以下の2点を嘆願した⁴⁹。

- ① 藻川筋の松林は検地帳にも治右衛門の名前で登録され、享保4年にも大坂町奉行からそのまま立ち置くおくことが認められたので、今回もそうしてほしい。

- ② 松林の西南側に芝地がある。今回の開発が「外之願人」に命じられるかもしれないが、ここは私が管理しているところなので、私自身に開発を命じてほしい。

新田巡検使は堤防の外にある松林を、そのまま立て置くことを認めた⁵⁰。その松林に続いて西へ54間、東へ48間、横幅が平均で12間の芝地がある。治右衛門は新田巡検使に願書と絵図を提出して、その芝地の開発を許された。ところが、庄屋・年寄からは、そこが芝だけではなく土砂も取る「土取芝打場」なので、そのまま残すようにと異議を申し立てられたのである。そこで相談をして、新田巡検使にも説明したうえで、田能村の境までの南側25間を「土取芝打場」にし、松林に続く残りの北側だけが開発されることに決まった⁵¹。それから10か月がたった12月15日、治右衛門は、歛下年季は3年間で4年目より年貢を納めること、「冥加金」は1反につき金2歩ずつの積りで納めることを新田巡検使に願い出ている⁵²。ところが、すぐには開発できなかった。

翌9年、猪名川・藻川筋の開発を担当することになった京都代官が現場を視察した。その時、治右衛門は、芝地が新田巡検使によって開発が認められたこと、「たと^(え)へ何方」へ開発が命じられたとしても「此分ハ引ぬいて私へ」預けると井沢本人から保証されていることを述べると、京都代官もそれに同意した。それから5年たった同14年閏9月にも、治右衛門は庄屋・年寄とともに、あらためて芝地を流作場として開発することを願い出た。ここは、ちょうど幕領と私領が入り組む場所なので、後々「ざい目等^(細)」がどうなるか不安である。それならば田能村を境に25間を残して流作場として開発してしまえば、領境の心配もなくなり、年貢も納めることができるという理由で申請したのだ⁵³。それでもまだ、開発はできなかった。

では、いつ開発できたのか。宝暦7年の村明細帳には「新開三畝廿歩」として登録されているものの、いまだに「無年貢地」、つまり歛下年季のままなのである。というのは、2年前の「宝暦五亥年より開発」されたからであ

る。つまり、申請して33年目にして、ようやく開発に着手できたのだ。この開発地は〔図〕のどこに描かれているのかを確認してみよう。「藻川」と字「大竹」のあいだに「流作」と記された耕地があるが、その広さをふまえれば、ここは正徳3年(1713)に岩屋村(現伊丹市)八郎右衛門が開発した「壹町歩」の流作場と考えられる⁵⁴。治右衛門が開発できたのは、この「流作」と字「大竹」のあいだにあると推定でき、その位置を〔図〕に示した。ここの耕地面積は八郎右衛門の「流作」と比べると、わずか1/27の広さしかないので、〔図〕に示すことのできないほどの狭さだったと考えられる。

以上をふまえて3点まとめておきたい。

- ① 河川敷が開発されたきっかけは、新田高札が掲げられたことではなく、新田巡検使が来訪したことにあった。新田高札そのものが開発をうながしたわけではない。
- ② 開発された耕地は堤防の外にあり、しかもダイレクトに水害をうける流作場である。現に〔図〕に記されていた1町歩の「流作」は、のちの元文5年(1740)の洪水によって「悉皆荒地」と化している⁵⁵。堤防でさえも、水流に弱いために松などを植林して補強するしかなかったほどである。近世の土木技術では川の流れを制御することができなかったので、せっかく開発した河川敷も水に流されてしまうしかなかった。
- ③ 新田巡検使が視察したことで、芝地は百姓の手によって開発される運びとなった。とはいっても、わずか3畝余りという狭さである。しかも、開発が申請されて33年目にして、ようやく着手することができた。あまりにも遅すぎるではないか。百姓みずから積極的に開発を働きかけていないことにも、注意を払っておきたい。芝地が他人の手によって開発されるのを避けるため、あるいは他領になるのを防ぐため、つまり消極的な理由で開発を申請しているのだ。河川敷は、そこが誰の土地かが確定されていない、利権がからみあう場所であるがゆえに、申請してから開発に着手するまで、33年もかかったのだろう。いずれにせよ、新

田巡検使は、すぐに河川敷を開発させることができなかった。

おわりに

琵琶湖、青野原・蟻子野新田、猪名川・藻川、言い換えれば湖沼、山野、河川敷という地形の異なる3か所を事例にしながら、享保7年に新田高札が掲示された前後の新田開発の動向をみてきた。これらをふまえて、「はじめに」で述べた2つの疑問点に答えたい。

① 新田高札は有力商人の協力をうながしたのか

享保7年に新田高札が掲示される前から町人が開発を出願するケースがあり、掲示された後も開発の中止が命じられた。すなわち、新田高札でもって有力商人の協力をうながしたというのは誤りであり、幕府が問題ないと判断した場合に認められたのである。それでは、なぜ新田高札を掲示する必要があったのか。開発を申請する者があいついだので、どういう場合に開発が認められるのか、幕府はその指針を示す必要があったのではないか。したがって、この高札には、幕府が審理した新田開発しか認めない、そういう姿勢が表明されていると考えられる。

② 耕地の拡大がそれほど進まなかったのはなぜか

どのようなところが開発されたのかといえば、湖沼、山野、河川敷のいずれのケースをみても、長期的に耕地として維持できるかわからない不安定な場所であった。開発が成功するかしないのか、それに大きな影響を与えたのは、利水・治水などの水問題であった。耕地に水を引くことができるのか、洪水を防ぐことができるのか、近世の土木技術のレベルでは、この問題をすべて解決できなかった。忘れてはならないのは、水の利用者が百姓以外にもいたということだ。漁業をおこない、船運を営む者など、ほかに水を利用する人びとの利害を調整できなければ耕地の開発はできなかった。つまり、享保の改革によって耕地の拡大がそれほど進まなかったのは、新たに開発しようにも、耕地化しやすい低地が少なかっただけではなく、利水・治水などの

水問題が解決できないことにも原因があった。

以上をふまえ、新田高札の歴史的位置をまとめると、次のようになろう。

享保7年に幕府は新田高札を立てて新田開発を奨励し、町人請負新田は問題ないと判断された場合に許された。ところが、開発を奨励したものの、耕地化しやすい低地の開発はピークに達しつつあり、利水・治水などの水問題を解決できないことも相俟って、耕地はあまり広がらなかった。そこで幕府は、かぎられた耕地から増収をめざす、年貢増徴政策を強力に推し進めていくのである。

これまでの新田開発の研究は、耕地とそこで営まれる水田農業に注目するあまり、この水問題を切り離して考えていたのではなかろうか。あたり前のことであるが、耕地には水がある。その水は農業のためだけに利用されたのではない。漁業・運輸だけではなく、飲用も含めて、いろんな用途で使われていた。また、水はヒトだけのものでもない。水に棲む生き物もいるし、その水で動植物も育つ。開発にともない水が利用されたということは、その分配をめぐる、新たな難問が生じたと予想される。水からみると、いったい近世社会はどのように描けるのか。今後の近世史研究にとって、大きな課題といえよう。

【註】

- ¹ この高札は「新田開発奨励の高札」「新田開発に関する高札」などと呼ばれ、名称は定まっていはいない。ここで「新田高札」と表現したのは、国立国会図書館所蔵『刑銭須知』4のNo.294において「新田高札」というタイトルがつけられているからである。なお、新田開発については数多くの研究があるが、ここでは研究を総括した、現段階での到達点として木村礎『近世の新田村』（吉川弘文館、1964年）をあげておきたい。
- ² 石井進・五味文彦・笹山晴生・高埜利彦（ほか9名）『詳説日本史 改訂版』（山川出版社、2006年文部科学省検定済）199頁。

- 3 大石慎三郎『増補版 享保改革の経済政策』(御茶の水書房、1973年)。
- 4 林敬「享保期新田検地にみえる年貢増徴策と地主制」(『茨城県史研究』54、1985年)、同「享保期における地方法令の立案・審議過程」(『信濃』45-7、1993年)など。
- 5 大石学『享保改革の地域政策』(吉川弘文館、1996年)、同『大岡忠相』(吉川弘文館、2006年)など。
- 6 深井雅海『徳川将軍政治権力の研究』(吉川弘文館、1991年)234～239頁。
- 7 前掲林「享保期における地方法令の立案・審議過程」。
- 8 大石学「井沢弥惣兵衛為永」(『歴史公論』67、1981年)。
- 9 斎藤洋一「いわゆる「紀州流」について」(『歴史地名通信』2、1984年)、同「近世用水技術史(Ⅲ)」(『歴史と地理』367、1986年)、同「近世用水技術史(Ⅳ)」(『歴史と地理』370、1986年)、同「越後国紫雲寺潟新田開発と「紀州流」」(『学習院大学史料館紀要』4、1987年)など。
- 10 橋本直子「開発の地域史」(西村圭子先生追悼論集編集委員会編『日本近世国家の諸相Ⅱ』、東京堂出版、2002年)。
- 11 新田巡検使については、谷山正道「享保改革の農村政策と播磨国幕領農村」(『内海文化研究紀要』15、1987年)、同「転換期の幕政と民衆」(『日本文化史研究』42、2011年)などにおいて、播磨国の動向がすでに紹介されている。
- 12 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店、1934年)No.55。
- 13 大石慎三郎校訂『飯湖新発記(上)』(学習院大学史料館、1981年)9頁。
- 14 大石慎三郎「享保改革における新田政策について」(前掲『増補版 享保改革の経済政策』所収)。
- 15 No.293「御勘定組頭并御代官可心得御書之内新田方_二可相心得書付」(前掲『刑銭須知』4)。
- 16 田中休愚著・村上直校訂『新訂 民間省要』(有隣堂、1996年)77頁。
- 17 前掲『御触書寛保集成』No.1359。

- ¹⁸ 『江戸幕府日記』（国立公文書館No.257-17）享保7年10月27日条。
- ¹⁹ 『新訂 寛政重修諸家譜 第19』（続群書類従完成会、1966年）313頁。
- ²⁰ 前掲『新訂 寛政重修諸家譜 第22』421頁。
- ²¹ 以下新田開発の経緯については、杉江進「享保改革と琵琶湖の新田開発計画」（『立命館文學』542、1995年）を参照した。その後の動向については、同「田沼政権と琵琶湖の新田開発計画」（『大津市歴史博物館研究紀要』6、1999年）、本村希代「近世後期における琵琶湖の新田開発」（『経済学論叢』53-4、2002年）などがあるので、あわせて参照されたい。
- ²² 膳所藩史料を読む会編『膳所藩郡方日記』5（滋賀県立図書館、1993年）22頁。
- ²³ 水本邦彦『草山の語る近世』（山川出版社、2003年）、同「近世の自然と社会」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座6 近世社会論』、東京大学出版会、2005年）。
- ²⁴ 社町史編纂会編『社町史 第2巻 本編2』（社町、2005年）272～281頁。
- ²⁵ 加西市史編さん委員会編『加西市史 第2巻 本編2』（加西市、2011年）91～104頁。
- ²⁶ 兵庫県立社高等学校地歴部編『青野原新田』（賀毛郷土研究会、1971年）7～11頁。
- ²⁷ 滝野町史編纂委員会編『滝野町史 本文編』（加古川流域滝野歴史民俗資料館、1989年）348～365頁。以下の青野原新田についての記述は本書を参照した。
- ²⁸ 近世編No.60「延享二年青野原新田申渡覚」（前掲『滝野町史 史料編』）。
- ²⁹ 近世編No.54「天保九年青野原新田明細帳」（前掲『滝野町史 史料編』）。
- ³⁰ 近世編No.4「延享二年青野原新田検地帳」（前掲『滝野町史 史料編』）。
- ³¹ No.106「御普請所分明細帳」（前掲『加西市史 第8巻 史料編2』）。
- ³² 「摂州加東郡になこ野郷拾貳ヶ村百姓共_二御座候」（穂積区有文書No.5）。
- ³³ 近世編No.3「享保十八年になこ野新田御検地帳」（前掲『滝野町史 史料編』）。

- ³⁴ 前掲『社町史 第2巻 本編2』149～153頁。以下の蝻子野新田についての記述は本書を参照した。
- ³⁵ 「になこ野_江御検使_二千種清右衛門様御立被遊候節郷内言上之次第」(穂積区有文書No.8)。
- ³⁶ 前掲「延享二年青野原新田申渡覚」。
- ³⁷ 前掲『滝野町史 本文編』379～382頁。
- ³⁸ 大熊孝責任編集『叢書近代日本の技術と社会4 川を制した近代技術』(平凡社、1994年)。
- ³⁹ 口酒井農業水利組合文書No.5「村明細帳」(伊丹市立博物館編『伊丹市立博物館史料集3 口酒井農業水利組合文書・長沢祥光氏文書』、伊丹市立博物館、1999年)。
- ⁴⁰ 伊丹市立博物館所蔵「酒井村絵図」(前掲『伊丹市立博物館史料集3』所収)をもとに作図した。
- ⁴¹ 口酒井農業水利組合文書No.29「用水悴争論済口届け」(前掲『伊丹市立博物館史料集3』)。
- ⁴² 「猪名川筋・藻川筋触書」(伊丹市史編纂専門委員会編『伊丹市史第4巻 史料編1』、伊丹市、1968年)。
- ⁴³ 長沢祥光氏文書No.11「藻川筋竹木由来覚」(前掲『伊丹市立博物館史料集3』)。
- ⁴⁴ 長沢祥光氏文書No.10「藻川筋松林伐採免除願い」(前掲『伊丹市立博物館史料集3』)。
- ⁴⁵ 口酒井農業水利組合文書No.4「酒井村検地帳」(前掲『伊丹市立博物館史料集3』)。
- ⁴⁶ 口酒井農業水利組合文書No.5「村明細帳」(前掲『伊丹市立博物館史料集3』)。
- ⁴⁷ 長沢祥光氏文書No.12「木賃銭受取り覚」(前掲『伊丹市立博物館史料集3』)。
- ⁴⁸ 長沢祥光氏文書No.14「開発・歛下年季等出願につき廻状」(前掲『伊丹市

立博物館史料集3』)。

- 49 長沢祥光氏文書No.13「藻川筋芝場開発願い」(前掲『伊丹市立博物館史料集3』)。
- 50 長沢祥光氏文書No.18「藻川筋芝場流作願い」(前掲『伊丹市立博物館史料集3』)。
- 51 長沢祥光氏文書No.17「藻川筋芝場流作願い」(前掲『伊丹市立博物館史料集3』)。
- 52 長沢祥光氏文書No.15「鋏下年季願い」(前掲『伊丹市立博物館史料集3』)。
- 53 前掲No.17「藻川筋芝場流作願い」。
- 54 前掲「村明細帳」。
- 55 前掲「村明細帳」。

[付記] 執筆にあたって、国立公文書館、学習院大学史料館、加東市穂積区長、加古川流域滝野歴史民俗資料館、伊丹市立博物館にご高配を賜った。ここに記して感謝したい。なお、小稿は2009～2011年度科学研究費補助金若手研究(B)および2010年度琉球大学中期達成プロジェクト経費(戦略的研究推進経費)の助成を受けての研究成果の一部である。